解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十月五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月三十日

東京都港区元赤坂一丁目五番二六号東部ビル四階　東部ゴム厚生年金基金

代表清算人　中村　浩士

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月三十日

大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目九番五号　大阪ゴム工業厚生年金基金

代表清算人　山内　一郎

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金第三十一期決算公告

一、事業概要

主として京都市内における地域奉仕活動助成

助成金　六件　三九万円

二、財産目録

平成二十七年六月三十日現在

資産合計　五〇、三三八、七七七円

負債合計　〇円

正味信託財産　五〇、三三八、七七七円

平成二十七年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金第二十七期決算公告

一、事業概要

松山市民が参加する生涯学習活動助成

助成金　三件　六〇万円

二、財産目録

平成二十七年六月三十日現在

資産合計　一七、一八一、四五四円

負債合計　〇円

正味信託財産　一七、一八一、四五四円

平成二十七年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市小中野一丁目一七番地一、最後の住所青森県八戸市青葉三丁目三一番一五号

被相続人　亡　福士　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

青森県八戸市北白山台一丁目八番二六号　澤口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　立花　康雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡境町大字長井戸三三八番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山口　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

茨城県古河市長谷町二七番六号弁護士法人かなえ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市南七五四番地七、最後の住所茨城県行方市南七四二番地

被相続人　亡　岡野麻由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

事務所茨城県鹿嶋市鉢形一〇八四番地二二

相続財産管理人　司法書士　大曽根佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市金井二一二七番地、最後の住所群馬県渋川市金井一九九七番地一

被相続人　亡　田中　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

群馬県高崎市八島町一〇七番地

相続財産管理人　弁護士　滝　悠樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県和光市下新倉五丁目六七一番地三、最後の住所埼玉県和光市下新倉五丁目三番五〇号

被相続人　亡　本橋　輝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三八―一―六階　弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡田鶴浜村ワ部二四番地、最後の住所不明、登記記録上の住所字田鶴浜ト一九〇番地

被相続人　亡　川井五右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

事務所石川県七尾市亀山町七〇番地

相続財産管理人　司法書士　藤井　昭雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区巽東一丁目一七番、最後の住所大阪府大阪市生野区巽東一丁目一七番五号

被相続人　亡　角谷　泰章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市本渡町本渡五四三三番地、最後の住所熊本県天草市本渡町本渡五四六三番地一

被相続人　亡　川﨑　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月三十日

熊本市中央区細工町一―五一スコーレビル三階　森髙・吉見法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉見　仁宏

低濃度ＰＣＢ無害化処理事業に係る環境影響評価準備書の公告

青森県環境影響評価条例第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　東京鐵鋼株式会社

代表者　代表取締役社長　吉原　毎文

所在地　東京都千代田区富士見二―七―二

二、対象事業の名称

低濃度ＰＣＢ無害化処理事業

三、対象事業の種類

廃棄物処理施設（ＰＣＢ処理施設）の設置

四、対象事業の規模

既設　焼却施設（燃焼炉）

廃　油　６・７キロリットル／日

新設　焼却施設（固定床炉）

汚染物　７・２トン／日

新設　焼却施設（小型焼却炉）

汚染物　２２５キログラム／日

五、対象事業実施区域

青森県八戸市大字河原木字海岸一七―六

六、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

青森県八戸市

七、準備書及び要約書の縦覧場所

東京鐵鋼㈱　八戸工場　事務所

八戸市　環境保全課（市庁舎　別館　二階）

八、準備書及び要約書の縦覧期間

平成二十七年十一月二日（月）から平成二十七年十二月一日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）